

# 再編後のサービス提供体制 ・住民自治の姿

2023年3月  
浜松市



## はじめに

人口減少、少子高齢化を見据え、市民ニーズや社会の変化に対応し、将来にわたって浜松市が行政サービスを効率的・効果的に提供し続けるために、市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会（以下、特別委員会）において、区の再編の協議を進めてきました。

- 区再編については、人口減少、少子高齢化を見据え、市民ニーズや社会の変化に対応し、将来にわたって浜松市が行政サービスを効率的・効果的に提供し続けるために、市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会において、協議を進めてきました。

## はじめに

2023(R5)年2月の市議会本会議において、7つある行政区を3区に再編する区設置等条例案が議決されました。

2024(R6)年1月1日の新区への移行に向け、再編後のサービス提供体制・住民自治の姿についてご案内します。

区再編の主な協議経過や目的は、[区再編決定\(区設置等条例議決\)までの経緯](#)と[区再編の意義・目的](#)の資料をご覧ください。

- 令和5年2月の市議会本会議で、7つある行政区を3区に再編する条例案が議決されました。この資料では、令和6年1月1日の新区への移行に向け、再編後のサービス提供体制、住民自治の姿についてご案内します。
- 区再編の主な協議経過や目的は、別の資料にまとめているので、ご覧ください。

## 目次

- ① 区割りの概要
- ② 地域拠点
- ③ 主要組織(福祉・保健、土木、防災)
- ④ 協働センターのコミュニティ支援の充実
- ⑤ 住民自治(区協議会の体制)
- ⑥ 住民自治(区協議会との連携)

## ① 区割りの概要



- ①区割りの概要です。
- 令和6(2024)年1月1日から、区の数3区、区名は南側から中央区、浜名区、天竜区となります。
- 区域は、中央区は現在の中区、東区、西区、南区と北区の三方原地区、浜名区は北区の都田・新都田・細江・引佐・三ヶ日地区と浜北区で構成され、天竜区は区域の変更はありません。

## ② 地域拠点



- ②地域拠点については、区再編後も現在の行政サービス提供体制を維持することを基本とし、区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供します。区役所から行政センターに変わっても、現在、区役所で行っている、防災、コミュニティ支援、窓口業務、生涯学習など、市民の皆様身近なサービスを継続します。

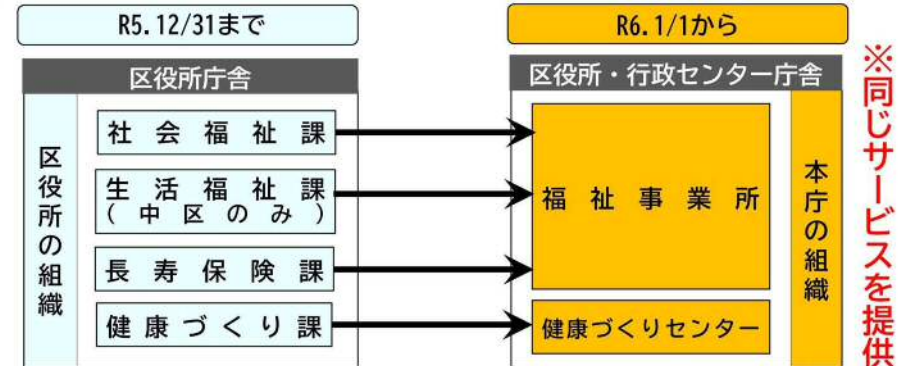
## ② 地域拠点

R5.12/31まで		R6.1/1から		
名称		名称	場所	サービス
協働センター	舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山	〇〇支所	変更なし	変更なし
	上記以外	変更なし※		
ふれあいセンター	変更なし			
市民サービスセンター	変更なし			

※天竜区の二俣協働センターは、二俣ふれあいセンターに改称。

- 舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センターの名称を「支所」に変更します。
- 協働センター、ふれあいセンター、市民サービスセンターの場所や取り扱う業務はこれまでと同じで、変更はありません。

## ③ 主要組織（福祉・保健）



※行政センター(旧区役所庁舎)に福祉事業所の出先グループを設置

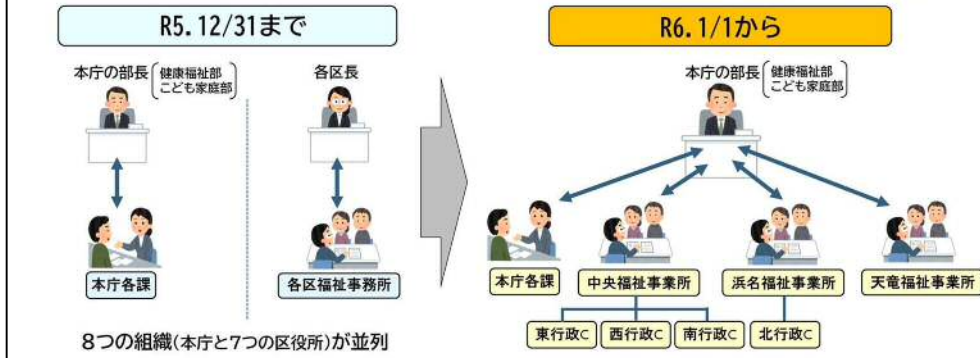
※健康づくりセンターは、行政センターに加え、引佐・春野・佐久間・水窪支所に先グループを設置

- ③主要組織(福祉)についてです。
- 福祉・保健分野の組織は、本庁の組織とし、区役所の社会福祉課、長寿保険課などを本庁組織の「福祉事業所」に、健康づくり課を「健康づくりセンター」としますが、再編前と同様に引き続き区役所や行政センターなどでサービスを提供します。



### ③ 主要組織（福祉・保健）

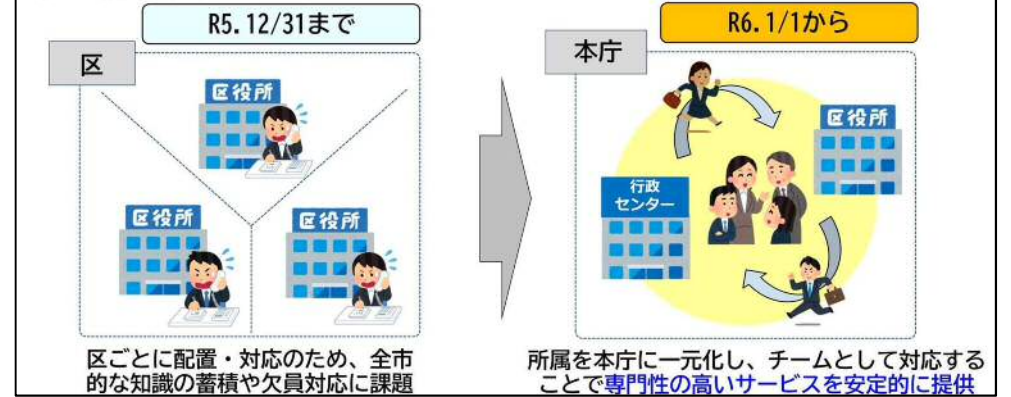
◆組織体制のイメージ 本庁直轄の事業所とし、本庁の政策形成に現場の意見を直接反映各窓口までの指揮命令系統が一元化され、福祉サービスの質を確保



- 福祉・保健のサービス提供体制のイメージ図です。再編にあわせ、福祉分野の組織を本庁直轄の事業所とすることで、本庁の政策形成に現場の意見を直接反映させ、政策立案機能を強化します。また、各窓口までの指揮命令系統を一元化することで、福祉サービスの質の確保を図ります。
- 福祉事業所は、区の数にあわせ、中央・浜名・天竜の3か所設置します。

### ③ 主要組織（福祉・保健）

◆専門職の配置イメージ



- 専門職の配置について、現在、保健師などの専門職が区ごとに配置されているため、困難な事例や欠員の対応にも区ごとに対応する必要があり、全市的な知識の蓄積や欠員への対応に課題があります。
- 専門職は、引き続き区役所庁舎や行政センター庁舎などに配置しますが、再編にあわせ、所属を本庁に一元化することで、専門職のチームとして対応できるようになり、専門性の高いサービスを安定的に提供することができます。

### ③ 主要組織（福祉・保健）

	名称	場所	所管エリア(再編前の区名)
中央区	中央福祉事業所・ 中央健康づくり センター	中央区役所	区内の統括 中区、北区(三方原地区)
	東出先グループ	東行政センター	東区
	西出先グループ	西行政センター	西区
	南出先グループ	南行政センター	南区



- 中央区の福祉事業所、健康づくりセンターの名称、場所、所管エリアです。
- 中央区を4つのエリアに区分し、各エリアの庁舎内に、福祉事業所と健康づくりセンターの職員を配置します。
- なお、現在の中区役所庁舎に配置される福祉事業所と健康づくりセンターが区全域の統括も行います。

### ③ 主要組織（福祉・保健）

	名称	場所	所管エリア(再編前の区名)
浜名区	浜名福祉事業所・ 浜名健康づくり センター	浜名区役所	区内の統括 浜北区
	北出先グループ*	北行政センター	北区 (都田、新都田、細江、引佐、 三ヶ日地区)
		引佐支所	

\*引佐支所に健康づくりセンターの出先グループを設置

- 浜名区の福祉事業所、健康づくりセンターの名称、場所、所管エリアです。
- 浜名区を2つのエリアに区分し、各エリアの庁舎内に福祉事業所と健康づくりセンターの職員を配置するとともに、引佐支所庁舎には健康づくりセンターの出先グループを設置します。
- なお、現在の浜北区役所庁舎に配置される福祉事業所と健康づくりセンターが区全域の統括も行います。

### ③ 主要組織（福祉・保健）

名称	場所	所管エリア
天竜福祉事業所・ 天竜健康づくりセンター	天竜区役所	区内の統括 天竜、龍山
春野出先グループ*	春野支所	春野
佐久間出先グループ*	佐久間支所	佐久間
水窪出先グループ*	水窪支所	水窪

\*春野・佐久間・水窪支所に健康づくりセンターの出先グループを設置

- 天竜区の福祉事業所、健康づくりセンターの名称、場所、所管エリアです。
- 天竜区役所の庁舎内に福祉事業所と健康づくりセンターの職員を配置するとともに、春野・佐久間・水窪支所庁舎には健康づくりセンターの出先グループを設置します。
- なお、天竜区役所庁舎内に配置される福祉事業所と健康づくりセンターが区全域の統括も行います。

### ③ 主要組織（土木）

R5. 12/31まで 10拠点	R6. 1/1から 11拠点
南土木整備事務所（北寺島町） 西区役所内出先G	中央土木整備事務所（北寺島町） 東行政センター内出先G 西行政センター内出先G 旧北土木整備事務所出先G（東三方町）
北土木整備事務所（東三方町） 北区役所内出先G	浜名土木整備事務所（北行政センター内） 浜名区役所内出先G 三ヶ日支所内出先G ※新設
東・浜北土木整備事務所（浜北区役所内） 東区役所内出先G	天竜土木整備事務所（天竜区役所内） 春野・佐久間・水窪協働センター内出先G

- 次に、主要組織（土木）です。
- 再編後も引き続き本庁の組織とし、これまで以上に道路・河川の適正な維持管理や要望・相談の受付、災害への迅速な対応が可能となるよう、拠点数と所管エリアを見直します。
- 区にあわせ設置する中央・浜名・天竜土木整備事務所が区内全域を統括し、出先グループを所管エリアごとに配置します。
- なお、三ヶ日支所内に出先グループを新設し、11拠点とします。
- また、中央土木整備事務所の旧北土木整備事務所出先グループは三方原地区と萩丘地区のエリアを所管します。

### ③ 主要組織（防災）

再編後も現在と同数の防災拠点数とし防災機能を維持

R5.12/31まで 15拠点		R6.1/1から 15拠点
【災害対策本部】 1 か所 ◆本庁	→	【災害対策本部】 1 か所 ◆本庁
【区本部】 7か所 ◆中・東・西・南・北・浜北・天竜区役所	→	【区本部】 3か所 ◆区役所
【地域本部】 7か所 ◆舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センター	→	【地域本部】 11か所 ◆東・西・南・北行政センター ◆舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山支所

- 主要組織（防災）について、再編後に行政センターとなる旧区役所庁舎と第1種協働センターから改称する支所を地域本部とし、現在と同数の防災拠点を維持します。

### ③ 主要組織（防災）

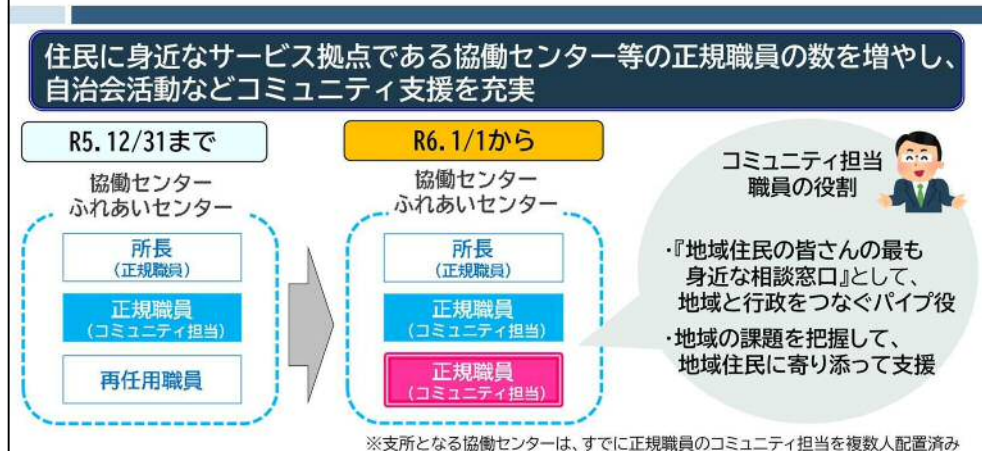
- 区本部（区役所）、地域本部（行政センター・支所）に配置する職員（応急対策要員）  
⇒ エリア内の避難所数や職員の居住地などを考慮して振り分け、**現行の配置人数を確保**
- 避難所の位置や数  
⇒ 現在と同じ
- **避難所に配置する職員（地区防災班員）**  
⇒ **現行と同規模**



- 区本部と地域本部に配置する職員は、エリア内の避難所数や職員の居住地などを考慮して振り分け、現在の配置人数を確保します。
- 避難所の位置や数にも変更はありません。避難所に配置する職員も現在と同規模とします。



#### ④ 協働センターのコミュニティ支援の充実



- ④協働センターのコミュニティ支援の充実についてです。
- 再編にあわせ、再任用職員を正規職員と入れ替え、コミュニティ担当職員を2名に増員し、これまで以上にコミュニティ支援を強化します。
- コミュニティ担当職員は、地域住民の皆さんの最も身近な相談窓口として、地域の課題を把握し、寄り添った支援を行います。

#### ⑤ 住民自治（区協議会の体制）



- ⑤住民自治（区協議会の体制）についてです。
- 現在、区ごとに設置された区協議会は、市民協働活動の要として、地域からの意見を集約・調整したり、地域課題についての解決策を検討したりしています。また、市が提案する議題に対し、意見を述べる役割を担っています。
- 区再編により、区の範囲が現在よりも広がることから、再編後は区協議会を「代表会」と「地域分科会」で構成します。なお、天竜区協議会は、再編後も区域が変わらないことから、代表会と地域分科会を一体とします。
- 地域分科会では、自治会をはじめとした地域活動団体からの多様な意見の集約・調整を行い、代表会では、区協議会の運営に関することや市が提案する議題に対する意見などについて区内の調整を行うことで、地域の皆様の意見をボトムアップで市政に反映させる仕組みを構築します。

## ⑥ 住民自治（区協議会との連携）



- 区協議会の運営に当たっては、地域から多様な意見が集まるよう、概ね地区自治会連合会の単位で、地域の意向により任意で地区コミュニティ協議会を設置できるとし、事務局は最寄りの協働センターや支所に置きます。
- 各協働センターに配置されたコミュニティ担当職員は、地区コミュニティ協議会などの地域の会合へ出席し、地区の代表として地域分科会等へ出席する委員のサポートを行います。